

2016年4月1日

PGF生命
〔 プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル 〕
生命保険株式会社

同性パートナーの死亡保険金受取人指定に関する取扱いについて

PGF生命（プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社、代表取締役社長 兼 CEO 谷川 武士）は、2016年5月2日から、契約者と被保険者が同一の契約について、同性パートナーを死亡保険金受取人にご指定いただける取扱いを開始します。

当社では、これまで、必要書類の提出および所定の確認により親族以外の方を死亡保険金受取人にご指定いただくことが可能でしたが、同性パートナーを巡る時流の変化に鑑み、同性パートナーを死亡保険金受取人に指定する場合の取扱いを明確化しました。

同性パートナーを死亡保険金受取人に指定される場合、以下の確認により、お手続きさせていただきます。（※）

- パートナーシップを証明する書類の提出、または1年以上生計を一にしていること
- 被保険者、死亡保険金受取人双方が成人していること
- 被保険者、死亡保険金受取人双方に戸籍上の配偶者がいないこと
- 死亡保険金等請求時にご親族の理解が得られ、円滑な請求手続きが可能であること

※契約者が被保険者と同一であるご契約に限ります。なお、生命保険のご加入については、お客様からの告知や診査による情報をもとに個別に判断を行っており、ご加入いただけない場合や特別な条件を付けてお引き受けすることがあります。